

東北大学 天文同好会 OB 会 会則

- 第一条 本会は、東北大学天文同好会 OB 会と称する。
- 第二条 本会の事務局は東北大学天文同好会部室に置く。
- 第三条 本会は、東北大学天文同好会の発展を助成し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第四条 本会は、会員及び賛同者をもって組織する。会員は、東北大学を卒業した東北大学天文同好会員、又これに準ずる者とする。賛同者は本会則第三条に目的を同じくするものとする。
- 第五条 会員の多数居住する地方及び団体には支部を設けることができる。
- 第六条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
- (ア) 会誌及び会員名簿の発行。
- (イ) その他、本会の目的達成に必要な事項。
- 第七条 総会は、会長及び役員会が必要と認めるとき、適宜召集する。
- 第八条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名 会員中より、総会で選出する。
 2. 副会長 若干名 会員中より、総会で選出する。
 3. 委員 若干名 会員中より、総会で選出し、事務局を構成する。
 4. 幹事 若干名 在学中の同好会員より、会長これを委嘱する。
- 第九条 役員任期は次に定めるところに従う。
- 会長：任期は特に定めない。
- 副会長：任期は特に定めない。
- 委員：任期は2年とし、連続した3選を認めない。
- 幹事：任期は1年とし、再選を認めない。
- 第十条 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- 副会長は、会務を補佐する。
- 委員は、事務局において事業及び会計、庶務に関する事務を審議・処理する。
- 幹事は、本会の庶務に従事する。
- 第十一条 本会の経費は、次の収入で賄う。
1. 入会金 母校卒業後、5000円を納入する。
 2. 会費 (1)年会費：1000円を年会費として毎年納入する。
(2)特別事業費：特別の事業を行うとき、これを納入する。
- 第十二条 本会の規約の変更は、総会での出席者の2分の1以上の同意を必要とする。

制定 昭和59年8月25日

改定 平成13年10月6日